

平成26年12月10日(水)
午後7時00分～9時00分
いきいきプラザ2階 学習室

平成26年度東村山市保育料等審議会
第3回会議次第

1. 開会

2. 事務連絡

3. 議事

(1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について

4. その他

平成26年12月 日

東村山市長
渡部 尚 殿

東村山市保育料等審議会
会長 杉山 浩章

子ども・子育て支援新制度における保育料等について（答申）案

平成26年8月21日付、26東子育発第188号をもって諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

1 はじめに

本審議会は、平成26年8月21日、東村山市長から「子ども・子育て支援新制度における保育料等について」の諮問を受けた。

そこで本審議会は、平成27年4月から開始される予定の「子ども・子育て支援新制度」について理解を深めるとともに、新制度における保育料（利用者負担）について、国の基本的な考え方を踏まえ、当市の保育料等について検討を行い、一定の結論を得たのでここに答申するものである。

2 審議経過

第1回 平成26年 8月21日 (1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について（諮問）

(2) 子ども・子育て支援新制度の説明

(3) 保育料改定の経過説明

第2回 平成26年11月21日 (1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について

※平成26年12月2日まで意見表による意見聴取を実施

第3回 平成26年12月10日 (1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について

3 国の利用者負担の考え方について（共通）

(1) 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を上限として、実施主体である市町村が定める。

(2) 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一水準としている。

4 教育標準時間認定（1号給付）の保育料について

(1) 保育料の設定について

現行の幼稚園就園奨励補助を考慮した保育料とすることで、世帯の所得の状況等を踏まえた保育料とする。

①所得階層区分については、現行の就園奨励費補助と同様に5階層とし、保育料については国の定めた基準額とする。

②施設の種類（幼稚園、認定こども園）を問わず、同一とする。

(2) 改正^定実施時期について

本答申による改定については、子ども・子育て支援新制度の開始時に実施することが適当である。

(3) 保育料に対する審議（意見）について

①幼稚園と保育所等の保護者の保育料負担については、新制度開始後、実績を踏まえ

検証すべきである。

5 保育認定（2・3号給付）の保育料について

（1）保育料の改定について

保育所の保育料については、本市独自の保育料の軽減を行っているが、平成24年度及び平成25年度において保育料改定を行い、多摩26市の平均的な水準まで適正化が図られている。

新制度開始時については、円滑に新制度に移行することを重視し、国の基本的な考え方に基づき、以下の項目について改定する必要性を認めるものである。

- ①所得階層区分の決定方法については、所得税額から市町村民税所得割額を基に行う。
- ②旧年少扶養控除等に係る再算定は行わず、改定前後で極力中立的なものとなるよう所得階層区分の税額に変更する。
- ③保育短時間認定を受けた子どもの保育料については、保育標準時間認定を受けた子どもの保育料の▲1.7%を基本とする。
- ④施設・事業の種類（保育所、認定こども園、地域型保育事業）を問わず、同一とする。

（2）改定実施時期について

本答申による改定については、子ども・子育て支援新制度の開始時に実施することが適当である。

（3）保育料改定に対する審議（意見）について

- ①旧年少扶養控除等に係る再算定を行わないことにより、多子世帯の負担が増加しないよう何らかの軽減策が必要である。
- ②国の考え方に基づき、多子世帯の負担軽減策として、第三子以降の保育料を0円とする必要がある。
- ③保育所の保育料は、平成27年度の国基準比率の状況を踏まえ、平成28年度において50%となるよう改定すべきである。

6 児童クラブ費について

（1）児童クラブ費の改定について

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、児童クラブの受入年齢が「小学6年生」まで拡大されることなどから、実際にどの程度高学年の利用があるかも踏まえ、児童クラブ費の改定については検討すべきであるため、今回答申による改定は行わず、継続審議することが適当である。

7 おわりに

本答申にあたっては、円滑に新制度に移行することを重視し、国の基本的な考え方や市の従来の取り組み等を踏まえ、利用者等の立場等をも考えながら委員全員により集約したものである。

保育料等は、市民の立場に立ち慎重に考えながらも、基本的には社会経済情勢に応じ、絶えずその適正なあり方について検討改善することが求められている。保育料等の見直しについては、今後においても諸要素の変化を見ながら、定期的に見直しを行い、適正な運営を図っていくべきである。

本答申による改定後の影響等については、平成27年度以降の保育料等審議会にて検証したい。

【審議会日程及び議題】

審議会	開催日	主な内容
平成26年度第1回審議会	平成26年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度における保育料等について（諮問） ・子ども・子育て支援新制度の説明 ・保育料改定の経過説明
平成26年度第2回審議会	平成26年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度における保育料等について
平成26年度第3回審議会	平成26年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度における保育料等について

東村山市保育料等審議会委員名簿 （敬称省略）

区分	氏名	就任年月日	備考
学識経験者	杉山 浩章	平成26年8月21日	会長
私立幼稚園連絡協議会	遠藤 剛之	平成26年8月21日	職務代理
歯科医師会	渡邊 儀一郎	平成26年8月21日	
民生委員	武城 順子	平成26年8月21日	
保育所保護者連合会	磯村 智香子	平成26年8月21日	
学童保育連絡協議会	上町 正美	平成26年8月21日	
一般公募	比留間 康昌	平成26年8月21日	